

2020年4月7日

会員 各位

一般社団法人 日本総合健診医学会  
理事長 福武 勝幸

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言への対応について

新型コロナウイルスに感染された方々にお見舞い申し上げますとともに、同感染症によって亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

一般社団法人日本総合健診医学会では、健診施設における感染症の発生防止について、十分に配慮した運営を会員の皆様へお願いしてまいりました。しかし、都市部での新型コロナウイルスの感染拡大は続いており、感染爆発が発生する危険が増大していると思われます。健診施設としては、施設内だけでなく、受診者の移動に関わる危険性についても配慮して国民の生命及び健康の保護を目的とした法律に即した対応をとらなければなりません。

「緊急事態宣言」は東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象に1か月間程度の期間で4月7日(火)に発出されると発表されています。新型コロナウイルスに対する有効な治療薬がない現在、人々の移動と密な交流を最小限にとどめることが最も重要な対策であり、全国民が理解し協力することにより、これを達成する必要があります。健診施設においては、無症状の感染者が受診し、クラスター形成の場となる可能性が常にあり、また健診施設を受診する利用者が移動中に感染する危険も増大していると考えられます。国民の健康増進を目指す我々健診施設として、迫っている感染拡大に対しての対策は重要であるとともに、健診施設(健診部門)での対応は一般の医療機関とは異なり、受診者の安全を第一に考える必要があります。

### 健診施設へのお願い

#### 1) 緊急事態宣言の対象地域内にある施設

感染拡大防止のために、受診者の皆様に健診受診の延期をお願いするなどして、新型コロナウイルス感染拡大が抑制され安全性が高まるまでの間、受診者と接する健診業務を一時休止するようご協力をお願いします。

#### 2) 対象地域以外の施設

対象地域からの受診者の移動が発生しないよう配慮の上、既にお願している注意事項(ホームページ参照)を踏まえて、地域の状況に応じた運営をお願いします。

国民の疾病予防、健康維持、増進を通じて、一人ひとりにとっての生活の満足度を充足した健康寿命の延伸を図ることを目指す日本総合健診医学会の会員として、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、健診業務を休止するにあたっては、従業員の安全を守りながら、既に実施済みの健診結果の報告や急を要する精密検査などのフォローアップが遅滞なく行われるよう、細心の注意を払って対応されるようお願いいたします。また、健診業務の再開時期は概ね緊急事態宣言終了の時期と考えておりますが、今後の社会状況の変化によって影響を受けることが予想されるため、現時点では不明とお考えください。

以上